（内部統制監査報告書の記載事項） **第三十二条**　［略］ ［2・3　略］ 4　第一項第一項第三号に掲げる理事長理事長及び監事の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。 ［一　略］ 二　監事には、財務報告に係る内部統制の過程を監視する責任があること。 ［三　略］ ［5～7　略］	（内部統制監査報告書の記載事項） **第三十二条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一　同上］ 二　監事には、財務報告に係る内部統制の課程を監視する責任があること。 ［三　同上］ ［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（以下「新省令」という。）第五条の二、第六条の三及び第十五条の規定は、令和三年三月三十一日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

第三条　新省令第四条第三十四項から第三十八項まで、第九条の二及び第十四条の二の規定は、令和三年四月一日に開始する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

○総務省令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎

令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令

令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（令和二年総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
令和三年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令 地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和三年度においては二千四百億円と、令和四年度においては二千五百億円と、令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。	令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令 地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和二年度においては六百億円と、令和三年度においては四百億円と、令和四年度及び令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。